

びん沼川・びん沼自然公園の成り立ち	<p>大正7年から昭和8年 荒川の大改修工事により河跡湖となる。</p> <p>昭和54年 新河岸川の放水路及び洪水調節池としての機能が課せられる。</p> <p>平成7年 自然環境の保全・復元、親水レクリエーション、良好な景観形成の観点からびん沼川河川環境保全・整備計画が策定される。</p> <p>平成14年 びん沼自然公園が整備され、現在に至る。</p>
基本方針（コンセプト）	<p>すべての世代が憩い、楽しめる空間形成を目指し、「水辺空間の活用・創出」「自然を活用した体験の場の創出」「地域の魅力向上・活性化」を基本的な考え方として、新たな交流拠点の整備を進める。</p>
基本方針（コンセプト）は、いつ、どのように決まったのか	<p>青年の家跡地等整備推進会議での議論を経て、平成29年度に「旧青年の家跡地等の利活用に関する基本方針」を策定</p>
青年の家跡地等整備推進会議とは	<p>青年の家跡地及び隣接するびん沼自然公園の活用方策の検討と、川の国埼玉はつらつプロジェクトの整備内容及び維持管理の方策の検討を進めるに当たり、市民と意見交換を行うため開催したもの。</p>
川の国埼玉はつらつプロジェクトとは	<p>県民誰もが川に愛着を持ちふるさとを実感できる「川の国埼玉」の実現に向けた取組を推進するため、市町村の地域振興の取組と連携した水辺空間の整備・拡充を行い、市町村が活用することによって、その効果をまち全体に広げ、人もまちも川もはつらつにするプロジェクト</p>
青年の家跡地等整備推進会議の構成	<p>地域関係（4名）、環境関係（1名）、学校等関係（2名）、学識経験者（1名）、埼玉県（2名）、市（2名）の計12名で構成</p>
なぜ地域関係が中心なのか	<p>びん沼自然公園、旧富士見青年の家等について、地域の方々にご尽力、ご協力いただいた経緯を踏まえ、地域の方々のご意見を丁寧に伺うことが大切であると考えたため。</p>

<p>青年の家跡地等整備推進会議の概要</p>	<p>第1回 平成29年7月14日 現況、課題の整理 第2回 平成29年8月22日 整備素案 第3回 平成29年9月25日 整備素案 第4回 平成29年11月13日 整備内容案 第5回 平成30年2月5日 利活用に関する基本方針 第6回 令和2年1月27日 利活用に関する基本方針 第7回 令和2年10月27日 整備工事の内容、事業者紹介</p> <p>※各会議資料及び会議録は、 https://www.city.fujimi.saitama.jp/shisei/21kyoudou/shingikai/2013-0710-0856-10/shuryo/2017-2-0607.html をご覧ください。</p>
<p>整備内容</p> <p>※なぜ、わんどからパークゴルフ場の整備に変更となったのか</p>	<p>富士見青年の家跡地を活用した、びん沼自然公園の再整備として、公園管理施設の建築や大型遊具、バーベキュー場、キャンプ場、パークゴルフ場などを整備する。</p> <p>※当初は、わんどの整備を予定していたが、埼玉県も市も堆積土砂の撤去等の維持管理費用を継続して支出することが難しいため、わんどの整備は困難との見解が整備を担当する埼玉県から示された。それを受け、市でわんどに代わり新たにパークゴルフ場を計画し、青年の家跡地等整備推進会議での意見交換を経て決定した。</p>
<p>なぜ自然公園にパークゴルフ場を造るのか</p>	<p>過去にパークゴルフ場を求めるお声を市議会一般質問、陳情でいただいた経緯も踏まえ決定した。びん沼自然公園が整備された際の「自然環境の保全・復元」「親水レクリエーション」「良好な景観形成」から外れたものではなく、今回の整備のコンセプト「水辺空間の活用・創出」「自然を活用した体験の場の創出」「地域の魅力向上・活性化」にも合致していると考えている。</p>

設計	平成 30 年度 旧青年の家跡地等の利活用に関する基本方針を踏まえた基本設計 令和元年度 基本設計を基に、実施設計及び公募型プロポーザル実施要領を作成
契約	<p>整備工事（設計・施工）に関する公募型プロポーザルの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書の評価（審査）の結果、受注候補者と仮契約を締結（令和 2 年 8 月 7 日） ・令和 2 年第 3 回定例会において議決を得て本契約（令和 2 年 9 月 28 日） ・受注者：東亜道路工業株式会社北関東支店 ・契約額：954,800,000 円
整備工事費内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理施設 約 2 億円 ・パークゴルフ場 約 1 億 9 千万円 ・キャンプ場、バーベキュー場など 約 3 千万円 ・公園管理施設、パークゴルフ場などの設計、調査費 約 3 千 4 百万円 ・大型遊具 約 1 億 3 千万円 ・その他（造成、電気、排水、園路等） 約 1 億 3 千万円 ・直接工事費計 7 億 1 千万円 <p>合計（消費税、諸経費含む） 約 9 億 5 千 4 百万円</p>
説明会	<p>第 1 回説明会 令和 2 年 11 月 29 日（日） 事業概要、事業スケジュールなど</p> <p>第 2 回説明会 令和 3 年 7 月 15 日（木） 工事内容、工事スケジュールなど</p> <p>※説明会資料及びご意見等は、 https://www.city.fujimi.saitama.jp/shisei/machizukuri_toshi/binnumaseibi.html をご覧ください。</p>

説明会での意見は反映されるのか	利用者の方々の利便性の向上などに繋がるご意見については、反映を検討している。
公園内の樹木は伐採するのか	駐車場拡張工事に伴い 64 本を伐採予定。その他の既存樹木は伐採せず、必要に応じて切株の伐根や下枝の剪定を予定している。また、伐採した樹木の一部について、公園内のベンチ等に再利用することを検討している。
公園に隣接する葦原はなくなるのか	葦原は、パークゴルフ場を造成する際、周辺地盤より高い部分の掘削を行い、パークゴルフ場の部分に盛土することを計画している。掘削にあたっては、河川の水位などから、湿地環境が再生されるよう高さを配慮して行う。
環境団体との協議状況は	今後の公園整備において、8haのうちパークゴルフ場の3haを差し引いて残る5haの自然について、河川水位などに配慮しながら良好な湿地環境の整備をし、その後の維持管理についても適切な管理となるようアドバイスをいただいている。
県と市の維持管理の役割分担は	パークゴルフ場を含む公園区域内は、河川区域を占有しており、市の管理となる。河川沿いに残される約5haの葦原については、占有しておらず、基本的には河川管理者である県の管理となると考えている。
水路が整備(維持管理)できるのであればわんども整備(維持管理)できるのではないか	わんどは起伏等に富んだ形状となるなど規模が大きく異なり、維持管理費が大きくなるため。
わんどの維持管理はできないがパークゴルフ場は維持管理できるのか	維持管理費用はかかるが、利用料金収入も見込まれるため、維持管理は可能と考えている。
パークゴルフはどんなスポーツか	「公園で幅広い年代の人ができるスポーツ」として考案された、クラブ1本とボール1個でプレーできる誰もが楽しむことのできるもの。

パークゴルフ場整備の概要は	それぞれ難易度の異なる 4 コース 36 ホールの様々な大会を開催できる公認コースの基準に準拠した設計とし、周辺の自然と調和した家族みんなで楽しむことのできるパークゴルフ場を整備する。また、パークゴルフの楽しさを感じてもらい、利用者の増加につなげるため、本コースの横に無料のミニコース 2 ホールを整備する。
治水は大丈夫なのか	河川区域内において、大規模な盛土造成や構造物の設置はないことから湛水機能は変化しないと考えており、今回の公園整備が治水機能の支障とならないよう、河川管理者である埼玉県川越県土整備事務所と協議をしている。
治水上、盛土できる高さは決まっているのか	治水上、調節池容量に影響がないようにするため、パークゴルフ場の造成にあたっては、河川区域内の土の切土、盛土を行うこととしている。ただし、芝生がきちんと根を張るよう、造成地盤の上に客土を敷き均す計画であり、河川管理者である埼玉県川越県土整備事務所と協議を行い、治水機能に影響を及ぼさないよう事業を進めていく。
キャンプ場の区画数は	30 区画程度を想定している。
バーベキュー場の区画数は	公園管理施設横の芝生エリアに 20 区画、川沿いのウッドデッキ部分に 10 区画の合計 30 区画程度を想定している。
手ぶらで行っても利用できるのか	指定管理者が運営するにあたり、手ぶらでも利用できるプランを設ける可能性はある。市としても、利用者の方々の利便性に配慮した企画を実施できる事業者を選定していきたいと考えている。
遊具・展望台はどのようなものか	大小の遊具と高さ 13m の展望台を組み合わせた周遊型の施設を計画している。
駐車場の利用可能台数は	現在の北側 44 台、南側 26 台の計 70 台から 129 台増の北側 149 台、南側 50 台の計 199 台を予定している。
継続費補正	関係機関等との調整に時間を要し、令和 3 年度の完了が困難であることから、継続費の継続年度の延長及び年割額を変更

変更契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履行期限を延長するため、受注者と仮契約を締結（令和 4 年 1 月 20 日） ・ 令和 4 年第 1 回定例会において議決を得て本契約（令和 4 年 3 月 17 日） 変更履行期限：令和 4 年 12 月 28 日（278 日間の延長）
水路は整備するのか	第 6 回青年の家跡地等整備推進会議の際に、アライグマ等の害獣対策のため整備を埼玉県川越県土整備事務所に依頼していたが、パークゴルフ場の一次造成のため掘削工事を開始したところ、地下水位の影響で水路を整備することが難しいとの回答があった。水路整備に代わる方策として、定期的な葦原の刈払いなどの管理を河川管理者である埼玉県川越県土整備事務所に要望していく。
客土をする計画は変更になったのか	河川管理者である川越県土整備事務所と調整し、治水機能に影響のない範囲で客土をする計画で河川法第 26 条及び第 27 条の許可申請書を提出した。申請書提出後、河川管理者との協議の中で貯水容量を確保できる箇所については、できる限り容量を確保できないかという指摘があり、治水対策を優先し河川区域内への客土を行わない方法による施工に切り替えることとし、パークゴルフ場の運営管理に支障の無いよう排水施設を追加するなど計画を変更し、河川法の許可を得た。
河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域とは	国土交通省が全国において河川空間のオープン化を図り、都市及び地域の再生等に資するため、平成 23 年 4 月 1 日「河川敷地占用許可準則」の一部を改正した。これにより、民間事業者等による河川敷地の利用が可能となり、利用にあたっては、河川管理者が「都市・地域再生等利用区域」を指定することになっている。
変更契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履行期限及び請負金額を変更するため、受注者と仮契約を締結（令和 4 年 8 月 2 日） ・ 令和 4 年第 3 回定例会において議決を得て本契約（令和 4 年 9 月 28 日） 変更履行期限：令和 5 年 3 月 24 日（86 日間の延長） 変更請負金額：984,995,000 円（30,195,000 円の増額）

変更契約の理由は	治水対策を優先し河川区域内への客土を行わない方法による施工に切り替えることとし、パークゴルフ場の運営管理に支障の無いよう排水施設を追加するなど計画を変更したため、受注者と協議のうえ、工期及び請負金額の変更が必要となった。
工事のスケジュールは	公園管理施設 令和4年7月 展望台・複合遊具 令和4年11月 屋外トイレ・駐車場 令和5年3月 パークゴルフ場 令和5年2月 リニューアルオープン 令和5年4月1日（予定）
出水期の工事は問題ないのか	河川管理者である埼玉県川越県土整備事務所に河川法第26条及び第27条の許可申請書を提出し、許可を得ており、出水期に施工することについても了承いただいている。 市としても、調節池内の公園における工事であることから、資機材等の退避などの適切な防災措置を講じることができるよう施工計画に盛り込むことで安全管理に努めている。
六価クロムの調査状況は	パークゴルフ場の止水壁工事において、1 m ³ あたり 80 kgのセメント系固化材を使用するため、使用する現地発生土と固化材を同じ割合で混合したサンプルにて六価クロムの溶出試験を行い、分析下限値未満であることを確認している。 土壌環境基準値：1 ℓあたり 0.05 mg以下 分析下限値：1 ℓあたり 0.01 mg未満
水質調査はしないのか	水質汚濁防止法の規制対象でないこと及び汚濁水を排水する等の行為がないことから実施しない